

令和5年度人権教育・啓発中央省庁連絡協議会ヘイトスピーチ対策専門部会
(議事要旨)

日 時：令和5年10月26日(木) 10:00～12:00

場 所：Web会議により実施

出席者：

(関係省庁) 法務省人権擁護局、警察庁警備局公安課、同庁刑事局捜査第二課、
総務省自治行政局選挙部選挙課、同省総合通信基盤局電気通信事業部利用環
境課、外務省総合外交政策局人権人道課、文部科学省総合教育政策局男女共
同参画共生社会学習・安全課(計5省)

(地方公共団体) 東京都、東京都中央区、東京都新宿区、国立市、神奈川県、
川崎市、相模原市、愛知県、大阪府、大阪市、京都府、京都市、兵庫県、神
戸市、尼崎市、福岡県、福岡市(計17団体)

概 要：

- 1 開会
- 2 議事

- (1) 各地方公共団体におけるヘイトスピーチの解消に向けた取組及び今後の課題について

地方公共団体から配布資料に沿って説明がされた。

ア 東京都

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す
条例(平成30年東京都条例第93号)」に関し、以下について紹介。

- ・ 条例に基づき設置された第三者機関(審査会)の状況
- ・ 審査会の審議を経て、不当な差別的言動に該当すると認めた事案の公表状況
- ・ 拡散防止措置として実施している東京法務局に対する削除要請の状況
- ・ 都営地下鉄全駅へのポスター掲出等の啓発活動の概要

イ 国立市

「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例(平
成30年国立市条例第37号)」に関し、以下について紹介。

- ・ 条例の特徴
- ・ 過去に発生した差別事象の概要
- ・ 条例制定後に実施している「くにたち人権月間」の取組

ウ 川崎市

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(令和元年川崎市条例第
35号)」に関し、以下について紹介。

- ・ 条例の概要
- ・ 川崎市における現在のヘイトスピーチの発生状況(条例の施行後、公

共の場所において同条例の規定に該当するようなヘイトスピーチは行われてこなかったものの、インターネット上ではむしろ増加傾向にある。)

- ・ 川崎市HP上で行った選挙活動等として行われるヘイトスピーチやインターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動

エ 相模原市

現在、制定に向けて検討を進めている「(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例」に関して、現在の検討状況等について紹介。

オ 愛知県

「愛知県人権尊重の社会づくり条例(令和4年愛知県条例第3号)」に関し、以下について紹介。

- ・ 条例の概要
- ・ 同条例に基づき、公の施設の利用許可等に関する指針の策定、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要の公表等の取組の実施状況
- ・ インターネット上の誹謗中傷対策として実施しているモニタリングの結果や法務局への削除要請、啓発活動の実施状況

カ 大阪府

「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例(令和4年大阪府条例第48号)」に関し、以下について紹介。

- ・ 条例に基づき設置された有識者会議の意見を踏まえ、同条例の一部改正に取り組んでいること
- ・ 11月にインターネットの誹謗中傷等に対する専門相談窓口を新たに設置予定であること

キ 大阪市

「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(平成28年大阪市条例第1号)」に関し、以下について紹介。

- ・ 条例に基づく拡散防止措置及び大阪市の認識等の公表に関する状況
- ・ 諮問案件のうち、インターネット上の表現活動を含む案件の割合はおおむね8割弱であり、過去にあったような路上での大規模な街宣活動については、現在は情報を得ていないこと

ク 京都府

京都府におけるヘイトスピーチの解消に向けた取組に関し、以下について紹介。

- ・ 平成30年に「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を策定し、令和2年には府内全ての市町村で同様のガイドラインが策定されたこと
- ・ 啓発冊子「ヘイトスピーチと人権」の作成や新聞意見広告等を通じた啓発活動、府及び市町村の職員に対する研修の実施、弁護士会に委託し

て実施している相談事業「人権問題法律相談～京都府リーガルレスキュー隊～」、京都府立大学と連携したインターネット上のヘイトスピーチ等のモニタリングやその後の削除要請の取組

- ・ 今後の課題として包括的差別禁止法や人権救済機関の設置といった実効性のある対策の実施や、削除要請に応じないプロバイダ等への対応があること
- ・ 近年は韓国や中国以外のアジア地域出身の方々に対するヘイトスピーチが連続して発生していること

(2) 国によるヘイトスピーチの解消に向けた取組等について
関係省庁から配布資料に沿って説明がされた。

ア 法務省

(7) 啓発活動・情報発信等

- ・ 社会の関心が高まりやすい「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）」の施行月を狙って効果的な啓発を行うとの観点から、本年6月、法務本省・全国の法務局の庁舎内外において、「ヘイトスピーチ、許さない。」旨のポスター掲示やデジタルサイネージでの動画放映、法務省・法務局HP上の大型バナー掲出等を全国で一斉に実施したことについて紹介。
- ・ 国民の更なる理解を深め、被害に遭われた方の速やかな救済を図るとの観点から、本年5月、法務省が作成している啓発冊子について、本邦外出身者に対するものに限らず、あらゆるヘイトスピーチはあってはならない旨を明記するとともに、最新の取組（インターネット上のヘイトスピーチ対策動画の作成、SNSを通じた積極的な情報発信、多言語による人権相談の受付等）を追加する改訂を実施したことについて紹介。
- ・ 地域の実情に応じた啓発活動を推進するとの観点から、地方公共団体に対し、人権啓発活動地方委託事業を積極的に活用してシンポジウム等の参加型の啓発活動を更に推進するよう依頼。
- ・ 行政としてヘイトスピーチはあってはならないとの認識であることを対外的に示すことにより、ヘイトスピーチの発生抑制・被害者の擁護を図るとの観点から、様々な機会を捉え、継続的な発信を実施していることについて紹介。
- ・ 地方公共団体の担当者における理解の一助とするとの観点から、法務省が作成しているヘイトスピーチ解消法に関する参考情報を改めて周知するとともに、ヘイトスピーチ対策を講じる際に活用するよう依頼。

(イ) インターネット上のヘイトスピーチ対策

- ・ インターネットユーザーに対して直接啓発するとの観点から、本年6月、インターネットバナー広告を実施し、本年度のインプレッション数は約1億2,600万回であったことについて紹介。また、啓発の相乗効果を図る観点から、国・地方公共団体各々のSNS発信について、リポスト等の拡散措置をとるよう依頼。
- ・ 災害発生時等における差別的なデマ・流言の発生を未然に防止するとの観点から、関東大震災から100年に当たる本年9月1日、人権擁護局SNS公式アカウントを通じ、「正しい情報と冷静な判断に基づき、思いやりの心を持って行動」するよう呼びかけを行ったことについて紹介。
- ・ プロバイダ事業者等における理解を深め、その自主的な取組を促すとともに、削除要請の実効性を向上させるとの観点から、インターネット上の誹謗中傷の投稿等の削除をめぐる法的問題を体系的に整理した有識者検討会の取りまとめについて、プロバイダ等に対する説明会を継続的に行い、合計200社以上の参加を得たことについて紹介するとともに、地方公共団体自らも取りまとめを踏まえた削除要請の取組を進めるよう依頼。

(ウ) 選挙運動に関するヘイトスピーチ対策

- ・ 選挙運動等におけるヘイトスピーチの発生を未然に防止するとの観点から、本年4月の統一地方選挙に先立ち、全国の法務局を通じて「選挙運動等として行われたからといって、直ちにその言動の違法性が否定されるものではないこと」等について周知したことについて紹介。

(エ) 司法判断を踏まえた対策の促進（裁判例の紹介）

- ・ デモや集会において行われるヘイトスピーチへの対応を考える上で、実務的に参考になり得る事案を共有し、対策を推進するとの観点から、本年7月11日に出された横浜地裁川崎支部判決（ヘイトスピーチ解消法成立後の平成28年5月、デモ主催者による公の施設の利用申請に対し、いわゆるヘイトスピーチ解消法に規定される不当な差別的言動を行うおそれがあることを理由として地方公共団体が行った不許可処分に関し、当該主催者らが表現の自由等を侵害されたとして提起した国家賠償訴訟。原告側が敗訴。）について紹介。

イ 警察庁

- ・ 右派系市民グループの活動における違法行為の未然防止を図るとの観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するとともに、警察職員に対する教育を推進していることについて紹介。

ウ 総務省

- ・ 令和2年9月に総務省において策定・公表した「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づいた取組を進めており、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関する検討を推進するとの観点から、昨年12月、「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」を立ち上げ、プラットフォーム事業者による利用規約に基づく自主的な削除等の在り方について議論を行っていること等について紹介。

エ 外務省

- ・ 国際社会における動向について情報共有を図るとの観点から、昨年度、自由権規約委員会から、定期的な対日審査において、ヘイトスピーチ解消法の適用拡大やヘイトスピーチの犯罪化等に関する勧告を含む総括所見（法的拘束力はない）が出されたこと等について紹介。

オ 文部科学省

- ・ 人権教育における取組を推進するとの観点から、各種会議や研修等におけるヘイトスピーチ解消法の趣旨等の周知や、学校における外国人の人権尊重に関する実践事例等の公表の取組について紹介。

(3) 意見交換・質疑応答

地方公共団体からの意見・質問に基づき、意見交換・質疑応答を行った。主な意見は以下のとおり。

<インターネット上のヘイトスピーチ対策>

- ・ 国や地方公共団体がプロバイダ事業者に対し、発信者に関する情報収集や、より強制力を伴う削除指示を可能とするなどの拡散防止に係る法改正を行ってほしい。
- ・ 公的機関からの要請に応じて投稿等の削除をした場合には、プロバイダ事業者による削除行為の責任を軽減・免除できるよう関係法令を改正してほしい。
- ・ 削除を要請する側と、削除を行う側の双方が、その適否の判断を迅速円滑に行えるよう、一定の指針やガイドライン等の整備を行ってほしい。
- ・ 国と地方公共団体間、地方公共団体とプロバイダ事業者間において、情報共有や意見交換等を行う機会を設けてほしい。

<その他>

- ・ 独立性を有する第三者機関を国に設置されたい。
- ・ 国において、刑事罰の基準を明確にするなど、方針を示していただき、より実効性のある対策を打ち出していただきたい。

3 閉会

～以上～